

企業版ふるさと納税の特色[※]

鈴木 善充

近畿大学教授

2008年から開始されたふるさと納税制度は、地方税（個人住民税）と国税（所得税）における寄附金税制特例措置である。特例措置の目的は個人の自治体への寄附を税制によって優遇することである。このような優遇措置が認められるのは、税収が減少したとしても、それ以上に寄附が増加し、公益を増進する活動に支出されることが期待されるからである。

近年、ふるさと納税制度（以下、個人版ふるさと納税制度とする。）は、一部の自治体が返礼割合を高めるなど過度な返礼品競争を招き、「お世話になった自治体や応援したい自治体への寄附を優遇する」という制度の趣旨が歪められているという批判にさらされてきた。そこで、2019年度税制改正に伴い、2019年6月より個人版ふるさと納税制度は、新制度へ移行することになった¹。しかし現在においても「2,000円でお得な返礼品がもらえる」という制度設計は維持されている。（橋本・鈴木 2017）は個人版ふるさと納税制度の改革案として優遇措置の段階的な縮小を提案している。

2016年から個人のみならず企業に対しても自治体への寄附を税制によって優遇する制度として企業版ふるさと納税制度が開始された。企業版ふるさと納税制度の正式名称は「地方創生応援税制」であり、その名の通り、内閣官房・内閣府が所管して推し進める地方創生政策の一環である。政府与党は「平成28年（2016年）度税制改革大綱（抄）」において、企業版ふるさと納税制度の目的として、「地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民を挙げて当該事業を推進することができるように、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を創設する。」としている²。企業版ふるさと納税制度は、2019年度までの措置とされた。これは地方創生の基本方針における国と地方の長期ビジョンが2015年度から2019年度に設定されていることによっていた。これが第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とともに企業版ふるさと納税制度は制度改正により2024年度まで延長されることになった。

本稿では、企業版ふるさと納税の特色と制度の目的である地方創生の観点からの意義や課題について述べる。

企業版ふるさと納税の特色

企業版ふるさと納税の適用への流れは以下のようになっている。まず自治体は地方総合戦略を策

すずき よしみつ

関西大学大学院経済学研究科博士課程後期修了。博士（経済学）。専門は財政学。財団法人関西社会経済研究所（現、一般財団法人アジア太平洋研究所）研究員、大阪大学医学系研究科特任助教、近畿大学世界経済研究所講師、近畿大学短期大学部准教授を経て、2022年より現職。著書（いずれも共著）に、『租税政策論』（清文社、2012年）、『地方財政改革の検証』（清文社、2017年）など。

図1 企業版ふるさと納税の税額控除の2020年度改正の概要

〔改正前〕	損金算入(約3割) 国税+地方税	(2割) 法人住民税+法人税	(1割) 法人事業税	(4割) 企業負担
〔改正後〕	損金算入(約3割) 国税+地方税	(4割) 法人住民税+法人税	(2割) 法人事業税	(1割) 企業負担

出所:内閣府『企業版ふるさと納税の拡充・延長』より作成。

定し、それに基づいて地域再生計画を作成する。次に自治体は内閣府から地域再生計画の認定を受ける必要がある。認定を受けた地域再生計画に対して企業は寄附をおこなうことができる。この寄附を優遇する制度が企業版ふるさと納税制度となる。地方交付税不交付団体である東京都と不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外となっている。また企業の本社が所在地となっている地方公共団体も対象外となっている。寄附を行う企業は、寄附先の自治体から経済的な見返りを受けてはならないとされている。

このように企業版ふるさと納税は、自治体で作成した具体的な計画に対する寄附を優遇するものであるが、寄附先からの経済的な見返りを禁止しているところが個人版ふるさと納税とは異なる点である。個人版ふるさと納税は寄附の使い道についての情報公開度が自治体によって異なっている点と過度な返礼品という経済的な見返りの存在が指摘されてきた³。企業版ふるさと納税は個人版ふるさと納税の問題点の一部を解決させているものといえる。

制度設計と2020年度改正について

企業の自治体に対する寄附の全額が損金算入される制度は企業版ふるさと納税制度が開始される以前から存在していた。この制度設計によると、法人税実効税率である約3割の税負担が軽減されることになる。企業版ふるさと納税制度を開始す

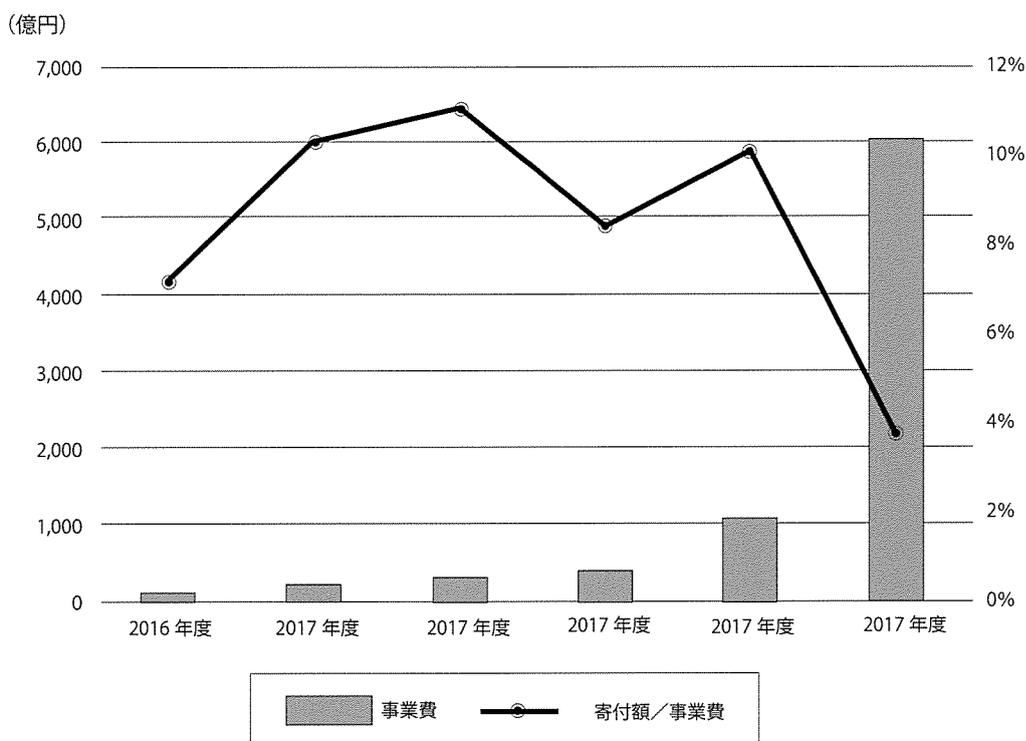
るにあたっては、これまでの軽減部分にどれだけ追加させるかが当時の検討課題となっていた。そこで与党(自由民主党・公明党)は税制改正大綱において「現行の損金算入措置に加えて、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約6割の負担を軽減する。」とした⁴。企業版ふるさと納税制度の開始によって追加された部分は、寄附額に対する控除額の割合は約3割となった⁵。

法人税制における応益性の観点から税の流出の規模が大きくなるように控除額には、上限が設定されている。税の流出による減収分は地方交付税の基準財政収入額に反映されることになっている。したがって交付団体は国から減収分を補填されることになる⁶。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とともに企業版ふるさと納税制度は制度改正により、2024年度まで延長されることになった。制度の5年間の延長に際して、税額控除の割合が6割から9割へ拡充されることになった(図1参照)。

2020年度改正は制度の拡充と延長だけではなく、自治体で作成する地域再生計画の記載と手続きの簡素化もなされている。改正前では自治体が個別の事業毎に地域再生計画を作成し、国が認定することになっていたものが、改正後では個別の事業が大きくまとめられた包括的な地域再生計画として国が認定することになった。改正前では自治体が事業認定を受けてからでないと、寄附を希望できず、また自治体は事業が完了してから寄附を受

図2 事業費と事業費対寄附額の推移



出所:内閣官房・内閣府『地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の寄附実績について(各年度版)』より作成。

け入れて支出することが可能となっていた。これが改正後では、事業認定を受けた段階で事業が着手される前から企業は寄附をすることができるようになった。

総務省は2020年10月13日に全国の自治体に対して「企業版ふるさと納税(人材派遣型)」の創設を通知した。税制面での優遇は図1で表したものとなる。人材派遣型は企業が自社の社員を自治体に派遣した場合に、人件費などの経費が税制面で優遇する制度となっている。企業はこの制度を利用することによって自治体に対して人件費を含めた寄附をすることができる。企業側のメリットとしては、社員の人材育成と専門知識を有する社員をもってする地域貢献があげられる。自治体側のメリットとしては、実質的な負担をすることなく専門知識を有する人材を受け入れることが可能になり、地方創生プロジェクトを実行できることがあげられる。

企業版ふるさと納税の意義と課題

企業版ふるさと納税制度は2016年度から開始された。2016年度は7億4,700万円(寄附件数:747件)だったものが、2019年度では33億8,000万円(同:1,327件)、2020年度では110億円(同:2,249件)、2021年度では225億7,000万円(同:4,922件)にまで金額と件数が伸びている。2020年度から2021年度にかけて寄附金額が急増しているのは、制度改正による税額控除額の拡充と手続きの簡素化によるものだ。

企業がふるさと納税を活用する誘因としては、SDGsへの取り組みがあげられる。企業としては、SDGsへの取り組みを行うことでCSR活動を通じたステークホルダーとの関係性を向上させる期待がある。SDGsは2015年9月に国連で採択された国際目標(2030アジェンダ)であり、17の目標と169のターゲットを有している⁷。企業にとっては、ふるさと納税を通じて目標達成に寄与することがで

表1 寄附額の分布の推移(単位:万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
平均値	515	709	903	837	1,966	2,257
中央値	130	150	160	160	500	500
四分位値	500	513	500	423	1,200	1,230
最小値	10	10	10	10	10	10
最大値	6,800	20,379	40,067	33,528	100,830	174,407

出所:内閣官房・内閣府『地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の寄附実績について(各年度版)』より作成。

きると考えられる。

地方創生を表現する言葉は「まち・ひと・しごと」である。政府は2014年に2015年度から5年間の目標をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略とする。)」を閣議決定した。総合戦略は「2020年改訂版」が閣議決定された。総合戦略は第1期の成果を検証した第2期となり、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮されている。制度の延長と拡充の目的として、「地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点」とされている⁸。改訂版においての取り組みの中に企業版ふるさと納税(人材派遣型)が含まれている⁹。

内閣官房・内閣府は「令和4年度 企業版ふるさと納税に係る大臣表彰(企業部門)」として、第一生命保険株式会社、野村アセットマネジメント株式会社、リコージャパン株式会社を表彰している。第一生命経済研究所はレポート(稲垣 2022)において「重要なのは、行政や地域の多様な人びとと共に動き、自社のノウハウを活かしつつ地域のニーズに応える事業を生み出すことのできる人材(そうした力を身に付けたい人材)が求められているという点だ。」と指摘している¹⁰。

図2は企業型ふるさと納税の事業費と寄附額対事業費の推移を表したものである。前述したように企業型ふるさと納税は開始当初から着実に増加し、2020年改正によって急増している。2020年改正による手続きの簡素化は自治体に多くの事業を立ち上げさせることになった。これによって事業

費は寄附額より急増している。寄附額対事業費でみると、開始年度である2016年度では7%であったものが、2018年度では11%に達しているが、改正後の2021年度では4%にまで減少している。これは手続きの簡素化によって事業プログラムが急増してしまい、全く寄附を集めることができない事業プログラムが増加していることによるものだ。

一方で寄附の実績は着実に伸びているものといえる。表1は2016年から2021年度にかけての寄附額の分布をまとめたものである。平均値は2016年度が515万円であったものが、毎年にかけて増加し、2021年度では2,257万円となっている。この期間中に中央値は2016年度が130万円から2019年度に160万円までの増加であったものが、2020年度では500万円にまで急増している。2021年度においても中央値は500万円となっている。

散らばり具合を表す四分位値(75%範囲)は2016年度では500万円であり、2019年度の423万円まで増減となるが、2020年度では1,200万円、2021年度では1,230万円にまで増加している。最大値にいたっては2016年度では6,800万円であったものが、2021年度では17億4,407万円にまで達している。これらのことから企業版ふるさと納税の金額の分布が広がっていることがわかる。

企業型ふるさと納税は2020年改正によって多くの自治体が地方創生に関わる事業プログラムを策定することにつながった。しかし寄附額対事業費

では、低い値に留まっている。企業にとっては事業プログラムが多すぎてどれに寄附をすればよいのか迷っているのが現状ではないか。2020年改正によって手続きの簡素化がなされ、自治体は具体的な事業を決める前から寄附を募集できるようになった。このことによって住民が必要としないレベルの防災・災害対策事業が策定され多額の寄附を集めたが、事業が直前に取りやめになる事例が発生している¹¹。手続きの簡素化によって寄附が何に使われるのかについて不透明になっているおそれがある。

企業版ふるさと納税は2020年改正によって新しい制度となり、自治体と企業にとってより相互利益が得やすい制度設計となった。企業版ふるさと納税は今後の多くの成功事例を重ねることによって地方創生に大きく貢献することを期待したい。■

《注》

- ※ 本稿は（鈴木 2021）を加除したものである。
- 1 具体的な制度設計としては、寄附の募集を適正におこなっている、返礼品の割合を3割以下にする、返礼品を地場産品にするという基準を守らない自治体には税制上の優遇措置を適用しないということになった。
- 2 「平成28年度税制改革大綱（抄）」より引用。
- 3 （橋本・鈴木 2017）を参照。

- 4 自由民主党・公明党（2015）より引用。
- 5 寄附額の1割までという限度額が設定されている。
- 6 上限は、法人住民税と法人事業税において20%とされ、法人税は5%が設定されているが、2019年9月に廃止されていた地方法人特別税を除くと、法人事業税の上限部分は15%となっている。
- 7 SDGsは17の目標と169のターゲットを有している。17の目標の中において「8.働きがいも経済成長も」、「10.人や国の不平等をなくそう」、「11.住み続けられるまちづくりを」がある。
- 8 内閣官房・内閣府「令和2年度税制改正 企業版ふるさと納税の拡充・延長」より引用。
- 9 内閣官房『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）について～感染症の影響を踏まえた今後の地方創生～』を参照。
- 10 稲垣（2022）p.10から引用。
- 11 福島県国見町の事例であり、河北新報（2023年2月3日（朝刊））による。

《参考文献》

稲垣円（2022）「企業の力を地方創生に生かすということ」『第一生命経済研レポート』（2022年9月1日）

河北新報（2023）「人口8000人 福島・国見町／高規格救急車 12台所有へ／匿名寄付活用／需要調査せず／救急車で町名「売り込み」？」（2023年2月3日（朝刊））

自由民主党・公明党（2015）「平成28年度税制改正大綱（抄）（2015年12月16日）」

鈴木善充（2021）「企業版ふるさと納税についての検討」『短大論集（近畿大学）』第54巻第1号，pp.19-31.

橋本恭之・鈴木善充（2017）「ふるさと納税の是非（下）返礼品の経費みずから公表を」『経済教室』日本経済新聞（2017年4月6日朝刊）

